

函館市農業経営向上施設等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年における農作物価格の低迷など農業経営を取り巻く環境が変化する中で、共同利用および共同運営（以下「共同利用等」という。）による経営コスト削減や高付加価値化による収益性の向上を目的とし、もって農業経営の安定化を図るための補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 農業者

農地法（昭和27年法律第229号）第52条の2第1項に基づき、函館市農業委員会が作成する農地台帳に記載されている世帯員のうち、基幹従事者・補助従事者をいう。

(2) 経営体

前号の農業者が含まれる世帯をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱において補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、共同利用等や付加価値の向上により、収益性の高い農業経営の構築に資する別表に掲げる事業とし、その採択要件は、函館市農業経営向上施設等整備事業補助金交付実施要領（以下「要領」という。）に定める。

(補助対象者)

第4条 この要綱において補助金の交付の対象となるものは、次に掲げるもののうち、対象事業者毎の事業者要件を満たす別表に定めるものとする。

- (1) 市の区域内の土地がその地区の土地の全部または一部である農業協同組合

- (2) 市の区域内の土地がその地区の土地の全部または一部である農事組合法人
 - (3) 市の区域内の土地がその地区の土地の全部または一部である土地改良区
 - (4) 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、市の区域内に住所を有し農業を営む者で組織する代表者および組織運営について定めのある規約を有する団体
- (補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次に掲げるとおりとし、その額に千円未満の端数があるときは、切り捨てるものとし、予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1以内の額に、強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの配分基準について（令和4年4月1日付け3農産第2895号、3畜産第1972号。以下「配分基準」という。）の別表1－2－①に掲げる項目毎に算定された数を当該選択した事項の最高ポイントの和で除して得た値を乗じて得た額以内の額とする。ただし、地域農業維持に係る別表に掲げるスマート農業技術活用支援事業および土地基盤整備事業は除く。
 - (2) 北海道またはその他の団体（以下「他団体」という。）がその定める補助金の交付に関する規定により補助する事業（以下「間接補助事業」という。）については、当該間接補助の額に当該間接補助額の2分の1以内の額を加えた額とする。ただし、補助対象経費の2分の1を上限とする。
- 2 前項に規定する補助対象経費は5,000万円を上限とする。ただし、間接補助事業については、他団体の規定による補助対象経費を、当該事業の補助対象経費とする。
- 3 補助対象事業によって利益を受ける市の区域外に住所を有し農業を営む者があるときは、前項の規定にかかわらず、補助金の額は、その

つど市長が定める。

- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、同項に定める額を超える額の補助金を交付することができる。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとするものは、規則第7条第1項および第2項各号に定める補助金等交付申請書および添付書類のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 代表者および組織運営について定めのある規約、あるいはこれに類する書類
- (2) 補助対象者の経営状況を証明する書類
- (3) 共同利用等に参画する農業者が締結する協定書の写しまたは、農業者の受益を証する書類
- (4) 配分基準別表1-2-①に掲げるメニューのうち、申請する事業の内容に該当する1項目中に区分される類別から2項目を成果目標として選択し、当該項目毎に設定したポイントの算出根拠および要領に定める必須記載事項を明らかにした運用実施計画書
(実績報告等)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに規則第17条第1項および第2項各号に規定する補助事業等実績報告書および添付書類のほか、経営コストの削減効果や高付加価値化による収益向上実績額および配分基準に定められた2つの成果目標の達成状況が明らかな運用実施実績書、必要に応じて市長が求める書類を提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業完了翌年度以降においても減価償却財産の耐用年数に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数または農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和30年4月30日農林省令第18号）に定める処分の制限を受ける期間のうちどちらか早い方が満了する年度まで、毎事業年度終了後の5月31日までに共同利用等施設運用実績報告書および補助対象者の当年度の経営収支決算を証する資料とともに市長へ報告しなければならない。

ただし、間接補助事業については、他団体の規定による。

(帳簿等の整備)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収支が明らかになる帳簿および内容を証する書類のほか、経営におけるコスト縮減による収益の向上を示す書類を整備保管しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。

別表（第3条，第4条関係）

対 象 事 業 名	事 業 者	事 業 者 要 件
農作物集出荷貯蔵施設整備事業	第4条第1号および第2号に掲げる者	市内に住所を有する農業者の受益が5戸以上の事業を実施する団体または市内に住所を有する農業者が5経営体以上で構成される団体
営農高度化促進機械整備事業		
コントラクター組織創出・推進支援事業	第4条第1号，第2号，第4号および第5号に掲げる者	市内に住所を有する農業者の受益が5戸以上の事業を実施する団体または市内に住所を有する農業者が5経営体以上で構成される団体
高収益農業促進施設整備事業	第4条第1号，第2号，第4号および第5号に掲げる者	市内に住所を有する農業者の受益が5戸以上の事業を実施する団体または市内に住所を有する農業者が5経営体以上で構成される団体
省エネルギー型農業経営促進事業		
農業資源利活用促進事業		
スマート農業技術活用支援事業	第4条第1号，第2号および第5号に掲げる者	市内に住所を有する農業者の受益が5戸以上の事業を実施する団体または市内に住所を有する農業者が5経営体以上で構成される団体
土地基盤整備事業	第4条第1号および第3号に掲げる者	市内に住所を有する農業者の受益が2戸以上の事業を実施する団体
その他市長が特に認める事業	市長が特に認める者	